## 1 入札書の提出(郵送)

- (1) 入札参加者は、入札(見積)書(第1号様式)を作成し、封緘の上、表面に「入札(見積)番号、 入札(見積)書(及び入札内訳書)在中」及び「提出期限令和7年2月12日」と**朱書き**で明記し、 裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を記載して公告又 は**指名通知等に示した日時までに、一般書留郵便又は簡易書留郵便**の方法により、郵送しなければ ならない。
- (2) 入札参加者は、郵便入札の開札に立ち会うことができる。また代理人をして立ち会わせるときは、委任状(第2号様式)を持参させなければならない。
- 2 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
  - (3) 公告又は指名通知等に示した日時及び場所に到達しない入札
  - (4) 公告又は指名通知等に示した送付方法によらず送付された入札
  - (5) 記名並びに担当者氏名及び連絡先の記入を欠く入札
  - (6) 金額を訂正した入札
  - (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
  - (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
  - (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
  - (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
  - (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札
- 3 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 4 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、不調とし、再度入札は行わない。
- 5 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときは その旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

- (1)入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (2)入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を入札金額として入札書に記載すること。(消費税及び地方消費税の合計は10%とする。)

なお、消費税率及び地方消費税率が変更された場合の契約金額については、双方協議の上、決定するものとし、協議が成立した際には、変更契約を行なう。